

## 自殺予防教育と生きる力の支援

川野 健治

立命館大学

自殺の認識にはバイアスがかかりやすく、児童生徒の自殺予防教育もそれを考慮しながら計画していく必要がある。まず、自殺の危険因子に私たちは目を向けがちである。しかし児童生徒の場合は、それが十分にわかっているとは言えない。たとえば令和元年の自殺対策白書によると、12歳の自殺事例の4割近くは遺書などの判断資料がない。つまり、若年者の自殺予防では、危険因子だけでなく保護因子への働きかけを意識的に検討することが現状では有用である。

次に、対象集団にリスクを見出しているかどうかとも検討したい。自傷経験のある生徒や家族など身近な人の自殺を経験した生徒がクラスにいた場合、自殺予防教育の実施に慎重になる。このとき、予防介入のスペクトラムを意識しておくべきだろう。つまり、集団全体に均質の介入をする全体的予防介入（たとえばストレス対処方法の学習機会）、選択的予防介入（生活困窮のために対処資源が少ない生徒に向けて準備したプログラム）、個別的予防介入（すでに自殺関連行動を示している生徒への支援）の区別をし、現状に合わせて選択することを考える。

ところで、自殺予防教育は今あるリスクと将来の自殺の危険性の、どちらを想定して取り組むのだろうか。自殺事例は大人の意識を引き付け、自殺予防の必要性を感じさせるかもしれない。しかし、自殺は15歳から39歳の死因の一位である。後の人生における自殺のリスクを下げることは重要な課題ではないだろうか。これに安全に、効率的に取り組むには多数の専門家の目が届く学校は非常に適している。

ただし、学校では頻繁に自殺が発生するわけではなく、教職員の観点からすれば、自殺予防は「減多に起こらないことに備える」取り組みといえる。忙しい学校現場において優先すべき課題はたくさんあり、ともすると自殺予防の順位は下げられるかもしれない。しかし、たとえば交通事故予防も同様の構造を持っているが、交通安全教室など対策は行われている。そして、2019年の19歳以下の交通事故者数163に対して自殺者数は659であるが、4倍の対策がされているとはいえないだろう。

以上のことから、いくつかの検討課題が指摘できる。たとえば、児童生徒の危険因子をより正確に把握する体制づくりはできないか。保護因子に働きかけるなど、現在の学校状況に応じた自殺予防教育を実施することはできないか。学校保健委員会など専門家チームで自殺予防のフレームを意識し、より適切な自殺対策を学校の現状に応じて策定できないか等である。私たちのグループが提案している自殺予防教育プログラムGRIPなども紹介する。